第５章　　災　害　情　報　計　画

第１節　情報の収集及び伝達

防災関係機関及び特定事業者は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合若しくは異常な現象が生じた場合には、次に定めるところにより直ちに情報を通報し、又は相互に情報を交換し、災害応急対策の円滑な実施を図るものとする。

第１　情報連絡窓口の明確化

防災関係機関及び特定事業者は、情報の収集、伝達の迅速、確実を期すため、あらかじめ、その窓口となる担当課を定めておくものとする。

なお、担当課に変更があった場合は、その都度、防災本部（県消防保安課）に通知するものとし、防災本部は各防災関係機関及び特定事業者へ通知するものとする。

第２　異常現象の通報

１　特定事業所からの通報

特定事業所の通報義務者は「出火、石油等の漏えいその他異常な現象」（以下「異常現象」という。）が発生した場合は、直ちに次により通報するものとする。

（１）　通報義務者

特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者。

（２）　通報を要する場合

当該特定事業所における異常現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したとき。

なお、異常現象の範囲は、次のとおりとする。

ア　出火

人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの。

イ　爆発

化学的変化又は物理的変化により発生した爆発現象で、施設、設備等の破損を伴うもの。

ウ　漏えい

危険物、可燃性固体類、可燃性液体類、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、その他有害な物質の漏えい。ただし、次に掲げる少量(液体の危険物及び可燃性液体にあっては数リットル程度)の漏えいで、漏えい範囲が当該事業所内に留まり、泡散布、散水等の保安上の措置(回収及び除去を除く)を必要としないものを除く。

（ア）　施設又は設備（以下「施設等」という。）に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う施設等の正常な作動又は操作によるもの。

（イ）　発見時に漏えい箇所が特定されたものであって、既に漏えいが停止している

もの又は施設等の正常な作動若しくは操作若しくはバンド巻き、補修材等による軽微な応急措置(以下「軽微な応急措置」という。)により漏えいが直ちに停止したもの。

エ　破損

製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれらに付属する設備(以下「製造等施設設備」という。）の破損、破裂、損傷等であって、製造、貯蔵、入出荷、用益等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏えい等を防止するため、直ちに使用停止等緊急の措置を必要とするもの。

ただし、製造等施設設備の正常な作動又は操作若しくは軽微な応急措置により直ちに、出火、爆発、漏えいの発生のおそれの無くなったものを除く。

オ　暴走反応等

製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によっても制御不能なもの、地盤の液状化等であって、上記アからエに掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急上の保安上の措置を必要とするもの。

（３）　通報先

ア　江田島市消防本部（江田島地区及び能美地区）

イ　広島海上保安部（能美地区）、呉海上保安部（江田島地区）

油の海上流出等の場合

ウ　隣接事業所、関係事業所

（４）　通報内容

様式１（資料編Ｐ１３３）「石油コンビナート等異常現象通報受・発信票」の内容とし、判明次第逐次通報するものとする。

2　関係機関等に対する通報伝達

災害の種類、態様等に応じて次の系統により行うものとする（通報伝達系統図）。

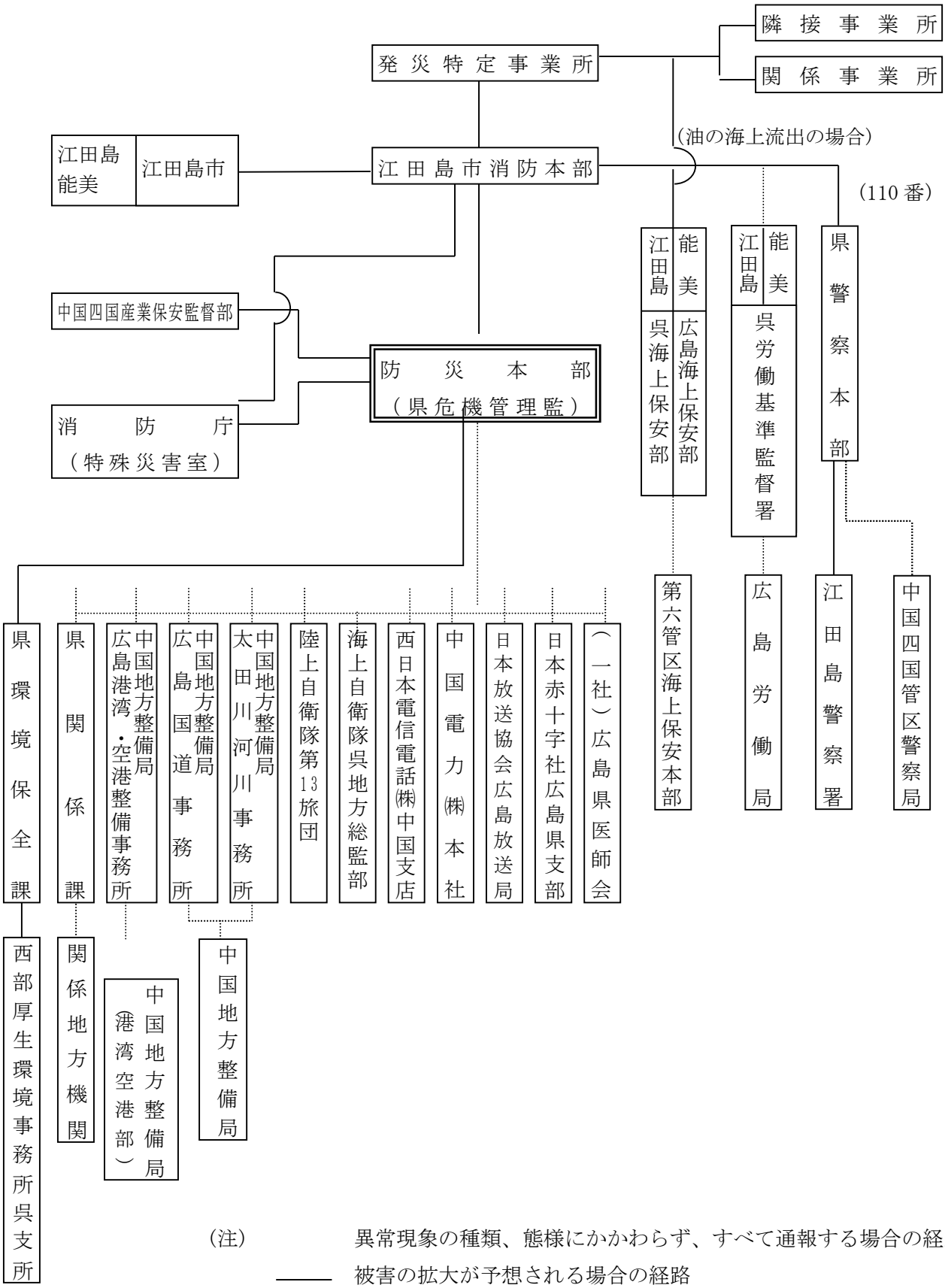

（注）　　異常現象の種類、態様にかかわらず、すべて通報する場合の経路

———　被害の拡大が予想される場合の経路

第３　災害状況等の報告

１　災害情報の収集及び伝達

防災関係機関及び特定事業者は、災害時における災害情報を積極的に収集し、相互に交換するとともに、防災本部（現地本部が設置されている場合は、現地本部）に逐次報告するものとする。

なお、現地本部は、この災害情報を必要に応じて関係機関に伝達するものとする。

【災害情報の内容】

①　災害の状況

②　災害応急措置の実施状況

③　今後予想される災害の態様

④　今後必要とされる措置

⑤　各機関の応急対策の調整を必要とする事項

⑥　その他必要な事項

２　災害即報

江田島市消防本部は、次の即報基準に該当する事故を覚知したときは原則として、覚知後３０分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、第一報を防災本部を通じて消防庁に報告するものとする。

以後、次の即報様式（第２号様式（特定の事故）Ｐ５８参照）に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。

なお、一定規模以上の火災、爆発、危険物及び高圧ガス等の漏えい等（「直接即報基準」に該当する事故）を覚知した場合は、江田島市消防本部は第一報を防災本部に対してだけでなく、直接消防庁にも原則として覚知後３０分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、江田島市消防本部は第一報後の報告についても引き続き、消防庁に対して行うものとする。

（１）　即報基準

ア　一般基準

原則として次のような人的被害を生じた火災及び事故

（ア）　死者３人以上生じたもの。

（イ）　死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの。

イ　個別基準

一般基準に該当しないものにあっても、石油コンビナート等特別防災区域内の事故で、次の基準に該当するもの。

（ア）　危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故。

【例示】

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

（イ）　危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの。

（ウ）　特定事業所内の火災　ア　以外のもの

ウ　社会的影響基準

ア　一般基準、イ　個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

（２）　直接即報基準

ア　危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故。

【例示】

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

イ　危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの。

第２号様式　（特定の事故）　　第　　報

事故名
1　石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2　危険物等に係る事故
3　原子力施設等に係る事故
4　その他特定の事故

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他（　）		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種、第二種、その他）
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時（処理完了）	月　日　時　分（　月　日　時　分）
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1 危険物　2 指定可燃物　3 高圧ガス　4 可燃性ガス 5 毒劇物　6 RI等　7 その他（　）	物質名	
施設の区分	1　危険物施設　2　高危混在施設　3　高圧ガス施設　4　その他（　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		出場機関	出場人員	出場資機材
		事業所　自衛防災組織	人	
		事業所　共同防災組織	人	
		事業所　その他	人	
		消防本部（署）	台 人	
		消防団	台 人	
		消防防災ヘリコプター	機 人	
		海上保安庁	人	
	警戒区域の設定　月　日　時　分	自衛隊	人	
	使用停止命令　月　日　時　分	その他	人	

災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

記載要領

（１）　事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」のが欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

（２）　事業所名

「事業所名」は、「○○㈱○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

（３）　特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下この項で「法」という。）第２条第２号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第２条第４号に規定する第一種事業所にあっては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第５号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

（４）　覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

（５）　物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物である場合には、危険物の種別及び品名について記入すること。

（６）　施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

（７）　施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて＊＊製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

（８）　事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

（９）　消防防災活動状況及び救急救助活動状況

消防本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。

(10)　災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11)　その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

・自衛隊の派遣要請、出動状況

３　災害報告

（１）　消防機関

江田島市消防本部は、当該災害の応急措置が終了した後、速やかにその概要を様式２「石油コンビナート等特別防災区域災害事故報告」（資料編Ｐ１３５）により防災本部に報告するものとする。

（２）　特定事業者

特定事業者は、災害の状況及び実施した措置等について、次の項目を遅滞なく防災本部に報告するものとする。

【災害状況等の報告項目】

①　事業所名及び所在地	②　発生場所	③　発生日時
④　発見日時	⑤　発生時の運転・作業状況	⑥　事故の経緯
⑦　人的被害及び物的被害	⑧　原因	⑨　今後の対策

【各報告項目の記載要領】

①　事業所名及び所在地

事故に係る特定事業所の名称及び所在地を記載する。

②　発生場所

事故に係る施設、装置等の名称を記載する。

③　発生日時

事故が発生した日時（推定を含む。）を記載する。

④　発見日時

事故を発見した日時を記載する。

⑤　発生時の運転・作業状況

事故に係る施設、設備の概要並びに事故発生時の状況を定常運転中、スタートアップ中、シャットダウン中、定期修理中、休止中等の運転状況及び荷揚（積）作業中、サンプリング中、給油中、焼入作業中、溶接・溶断中等の作業状況により分類し記載する。

【例】「平成○○年○○月に設置した直径○○m、容量○○kl コーンルーフタンクに○を○○kl 貯蔵、保管中、サンプリングのためゲージハッチを開放した際、火災となった。」

⑥　事故の経緯

事故の全体の状況が把握できるように、発災に至る状況、応急措置・防災活動の状況、被災状況等を記載する。

【例】「巡回パトロール中の○○課員２名が○○移送配管バルブ部分から○○が噴出しているのを発見、直ちにコントロールセンターに通報するとともに、上流側のバルブの閉鎖作業を行っていたところ、霧状の○○に着火し火災となった。２名は現場を退避し、構内電話で火災発生を通報した。出動した自衛防災組織は①上流側バルブの閉鎖、②化学消防車モニターノズルからの泡放射を行い、火災を鎮圧し、公設消防隊到着時には鎮火状態であった。焼失した○○は約○○l で他にバルブ、配管○○mが焼損した。」

⑦　人的被害及び物的被害

当該事故による死傷者について当事者（発災事業所の従業員をいい、協力事業所、下請等の従業員を含む。）、防災活動従事者（当事者を除く。）及び第三者別の人数、死傷原因、職業又は職名、被災場所、被災時の状況並びに物的被害を記載する。

⑧　原因

事故の主原因を設計不良、製作不良、施行不良、保全不良等の物的要因、点検不十分、誤操作等の人的要因、地震、落雷等の自然要因により分類して記載するほか、火災、爆発については着火原因を裸火、静電気火花、摩擦熱等に分類して記載する。

⑨　今後の対策

事故から得られた教訓をもとに、検討又は計画した対策について記載する。

【例】「バルブ操作ミスにより漏えいしたため、作業マニュアルを徹底するとともに、バルブに対する表示内容・表示方法について見直し、必要に応じ改善する。」

【例】「大量の泡放射により、側溝等の凹部が確認できず、転倒・負傷する者が出る等防災活動に支障を生じたため、構内を可能な限り平滑にするとともに、必要な箇所にポールを準備することとした。」

第２節　災害広報

防災関係機関及び特定事業者は、相互に協力して災害時における人心の安定と秩序の回復等を図るため、事態の推移に応じ、災害の状況、応急措置の実施状況等を住民に周知するよう広報を実施するものとする。

第１　広報の内容

おおむね、次の事項について広報するものとする。

（１）　発生日時、発生場所（発生事業所）
（２）　災害の状況
（３）　避難の指示・勧告及び避難場所
（４）　地域住民の取るべき措置及び心得
（５）　災害応急措置の実施状況
（６）　その他必要な事項

第２　広報の方法

防災関係機関及び特定事業者は、町内放送、広報車等を使用するとともに、必要に応じ、報道関係の協力を得て、テレビ、ラジオ等により迅速かつ適切な広報を実施するものとする。